

令和2年第2回教育委員会定例会

新 十 津 川 町 教 育 委 員 会 会 議 録

令和2年2月10日 開会

令和2年2月10日 閉会

新 十 津 川 町 教 育 委 員 会

令和2年第2回教育委員会定例会

令和2年2月10日（月）
午後3時30分 開会

○ 議事日程

- 1 開会
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 行事報告
- 4 報告事項
報告第4号 令和元年度町内小中学校在籍児童生徒数（令和2年2月分）について
報告第5号 体罰に係る実態把握に関する調査結果について
報告第6号 令和元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について
報告第7号 令和元年度新十津川町児童生徒就学援助費（新入学準備費）受給者の認定について
- 5 協議事項
協議第1号 新十津川町子どもの読書活動推進計画（第3期）の策定について
- 6 その他
- 7 閉会

○ 出席委員（5名）

久保田 純 史
新 田 右 子
荒 山 直 人
近 藤 陽 介
松 倉 寿 人

○ 欠席委員（0名）

○ 職務のため出席した者の氏名

事務局長	後 木 満 男
主幹	富 田 豊
図書館長	高 橋 泰 之
学校教育グループ長	西 村 幸 真

○ 開会及び開議の宣告

◎久保田教育長

ただいまより、令和2年第2回教育委員会定例会を開会いたします。

○ 議事日程の報告

◎久保田教育長

本日の日程は、お手元に配布しております議事日程により順を追って進めてまいります。

○ 会議録署名委員の指名

◎久保田教育長

日程第2、会議録署名委員の指名を行います。本日の委員につきましては、新田、荒山両委員を指名いたします。

○ 諸般の報告

◎久保田教育長

続きまして、日程第3、行事報告を議題といたします。事務局より報告願います。

◎富田主幹

それでは、私から行事報告をさせていただきます。令和2年1月20日から本日2月10日までの行事をまとめておりますのでご説明申し上げます。行事報告をご覧ください。まず記載はございませんが、1月25日、第23回北海道子どもかるた大会空知地区予選会が長沼町で開催され、本町から1月13日の全町子どもかるた大会で優勝、準優勝を収めた小学生高学年、中学生ともに青葉区と文京区のそれぞれ4チームが参加いたしております。本町のチームの結果につきましては、小学生の部、文京区チームで3位となっておりますが、札幌で開催される全道大会への出場権は残念ながら得ることはできませんでした。1月28日、バドミントンの全道大会結果報告ということで、1月11日から12日まで音更町で行われた第33回全十勝小学生オープンバドミントン大会に滝川中央ジュニアに在籍する新小の5年生の賀川柚音さんが出場し、ダブルスでは2回戦で敗退しておりますが、シングルスで全道3位の入賞を果たし、久保田教育長に報告されております。1月30日、藤原ピアノ教室生徒の全国大会出場報告ということで、2月1日から11日まで東京都で行われています第10回日本バッハコンクールに藤原教室の生徒4人が参加しております。この大会は、昨年末に行われた北海道地区大会で優秀な成績をあげた結果によるものです。この大会には12月末に報告のありました滝川の柴田ピアノ教室の3人と合わせて本町から7人が参加しております。2月3日、新小の獅子神楽特別クラブの納会が新小の体育館で行われております。卒業生6人に対し、保存会役員から記念品を贈呈しております。1年間の活動を振り返り、最後にクラブ部員みんなで獅子神楽を披

露しております。2月4日、新小の新入学児童1日体験入学。新十津川小学校に4月から入学予定の幼児54人中52人が参加し、教室では先輩の1年生に手伝ってもらいながら絵を書いたり体育館でレクリエーションなどを楽しんでおりました。2月8日、十津川村青年団県外研修生の来庁。十津川村青年団の県外研修ということで、研修生5名と引率1名が11日まで3泊4日の日程で来町しております。委員の皆さんにも先日お世話になりましたが、到着早々、町教育委員会及び青年協議会の合同によりまず歓迎会を開催し、9日には開拓記念館や金滴などを町内視察、本日10日は役場を表敬訪問し、その後、地域おこし協力隊主催の意見交換会などに参加し、新十津川町から札幌へ向かい、明日11日に帰村する予定になっております。以上、行事報告とさせていただきます。

◎久保田教育長

付け加えまして、私から1点報告させていただきます。ここに記載しておりませんが、先ほど町長からお話がありましたように、去る1月31日、私と後木事務局長で、北海道教育委員会に新年明けての挨拶並びに打合せに行っていました。その内容につきましては、新十津川農業高校の老朽化に伴います建て替え要望を昨年行っておりましたけれど、その件について、年が変わりましたので改めてよろしくお願ひしたいということで、佐藤教育長、それから平野教育部長、更に池野総務政策局長、岸本施設課長のところに訪問して打合せをさせていただきました。教育長はじめそれぞれ挨拶、打合せさせていただいた方、全ての方が、新十津川農業高校の重要性等についてはご理解をいただいております。道教委としても予算確保に向けて自分たちの立場で頑張っているというご挨拶をいただいたところでございます。前向きなお話をいただきましたので、後に、空知教育局に行きまして、道教委としての前向きなお話をいただいたということで、空知教育局の竹林局長、山下次長にもその報告をさせていただいたところでございます。その中で、道の教育委員会、また空知教育局からいろいろ今後に向けてご指導いただいていることは、以前にもお話をさせていただきましたけれども、少子化の状況には変わりございません。そのため、やはり魅力ある学校づくり、先ほど総合教育会議でも松倉職務代理から意見をいただきましたように、そういったことを北海道教育委員会、新十津川町、学校等、連携しながら検討していくことが大切だということでご助言をいただいていることを申し述べ、そののち、私も札幌、2月3日に空知ゆかりの会という行事で空知出身のゆかりある道職員の皆さん方との懇談会が札幌でございまして出席しましたが、ちょうど2月3日から知事の予算査定が入っているということですので、北海道教育委員会の予算含めて、知事査定でどのような形になって道としてどうなるか、近日中に新年度予算案が発表されて、どのようになるか結果が出るのではないかとおもうところでございます。以上、報告に代えさせていただきます。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、行事報告を報告済みといたします。続きまして、日程第4、報告事項を議題といたします。報告第4号令和元年度町内小中学校在籍児童生徒数（令和2年2月分）について事務局より説明願います。

◎後木事務局長

それでは、私から説明申し上げます。議案書3ページをお開きください。一覧表をご

覧ください。小中学校ともに全学年で異動はございませんでした。したがって、1月と同数で、小学校297人、中学校162人、合計459人という在籍となっております。以上、報告第4号の説明でございます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

◎久保田教育長

報告第4号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

報告第4号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第4号令和元年度町内小中学校在籍児童生徒数(令和2年2月分)については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第5号体罰に係る実態把握に関する調査結果について事務局より説明願います。

◎後木事務局長

それでは、議案書の5ページをお開き願います。1、調査名は体罰に関する調査、2、調査期間、令和元年12月20日から令和2年1月20日まで、3、調査方法、小学校は保護者に対し調査票を配布、中学校は生徒及び保護者に対し調査票を配布します。4、調査結果、別紙のとおりとしまして、調査の内容でございますが、これにつきましては、6ページの報告第5号別紙をご覧ください。調査の内容、令和元年の4月以降に体罰がありましたか、ありませんでしたかという問いでございます。あった場合には誰に対しての体罰だったのか、いつのことなのか、その体罰、行為の内容はどんなものだったかという調査内容となっております。この表で説明いたしますが、表の上段については小学校保護者への調査結果でございます。児童数297名に対しまして保護者からの回答は200人、回答率は67%でございます。そのうち体罰があるという回答は0ということで、今年度につきまして、体罰はないということで報告を受けております。次に中段の表ですが、中学校の回答結果です。これは生徒ですが、162人中149人の回答で回答率は92%でございます。体罰については、あったという回答はこちらもございませんでした。1番下段の表が中学校の保護者からの回答結果でございます。162人中138人の回答で回答率は85%でございます。中学校の保護者についても体罰があるという回答はなかったということで、それぞれ今回の調査結果について、体罰はないという結果でございます。以上、報告第5号の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

◎久保田教育長

報告5号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

◎近藤委員

中学校の生徒の回答率の関係で、数字だけみてのことですが、提出数が13人ほどないということで、もしかしたら何かしら体罰に感じている子がその中にいるかもしれないということ、少し注意をしたほうがいいと思いました。

◎後木事務局長

この件については、グループ長からお答えします。

◎西村グループ長

昨年度までは学年、クラスごとに取りまとめをして提出を受けていた方法が、今年度については、管理職が集める方法に変わりました。例示としては、校長室や職員室の前に回答箱を置くことに変更になりました。ですので、100%ではないのですが、残りの部分については結局誰が出しているか分かりません。ひよっとすると体罰を受けている可能性があるとも言えませんので、その辺を今後は気をつけて注意して見ていきたいと思っております。以上です。

◎久保田教育長

回収方法は全国共通でそのように変更になったということですね。

◎西村グループ長

はい。

◎久保田教育長

今年度から変わったということですね。

◎西村グループ長

はい。

◎久保田教育長

よろしいですか。

◎近藤委員

はい。

◎久保田教育長

ほかにございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

報告第5号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第5号体罰に係る実態把握に関する調査結果については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第6号令和元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について事務局より報告願います。

◎後木事務局長

それでは、議案書の7ページをお開き願います。内容、別紙のとおりとしまして、次の8ページ、報告第6号別紙から説明をいたします。この調査は、小学校5年生と中学校2年生を対象に毎年実施しているもので、1の調査の目的から3の調査の実施日については記載のとおりでございます。4の調査の結果でございますが、この表につきましては種目ごとの全国、全道との数値の比較をしております。下段にある比較欄の○印、◎印でございますが、◎印は平均を上回ったもの、○印は平均と同等ぐらいの数値のものということで、男女別に示しております。この内容については9ページ、10ページのグラフ等でも記載しております。その内容について説明させていただきます。まず9ページ、1番下の分析欄を読み上げさせていただきますと思いますが、この表については小学校の状況です。男子は、8項目中「反復横とび」「20mシャトルラン」「立ち幅とび」の3種目で全国を上回っております。女子は、8項目中「握力」「長座体前屈」「反復横とび」「立ち幅とび」「ソフトボール投げ」の5種目で全国を上回っております。体力合計点では、全国、北海道、町で前年度より低下傾向にございます。男子、女子ともに、全国、北海道、町で前年度より低下傾向にございます。男子、女子ともに、全国・北海道以下という数値となっています。体力合計点総合評価では、男子のAB評価、これは右側の中段の表になりますけれども、AB評価、上位の割合が減少しているということです。女子についてはDE評価、下位の割合が増加しているというような見方になります。続いて、児童質問紙ですが、「1週間の総運動時間平均」が、男子が628分、これは、その上の棒グラフになります。全国、北海道を上回っております。女子では360.4分ということで、これも全国を上回っているという内容です。「1日当たり3時間以上テレビ等を見る」割合は、男子では60%で、全国、北海道と比べて本町は高い割合です。女子では27.5%で全国、北海道と比べて低い、男子のほうがかなり高いという形です。続いて、「毎日朝食を食べる」割合は、男子では65%で全国、北海道と比べて低い、女子では74.2%で、これも若干低いのですけれども、男子よりは高い比率となっております。その右側になります。1週間の総運動時間平均は、男女ともに全国平均を上回っており、運動への意識の高さが見られます。しかし、テレビ等の視聴時間（男子）や、朝食を毎日食べるなどの項目では全国平均を下回っていることから、家庭での生活習慣を見直す必要があると考えられるという分析になりました。続いて、10ページに移ります。これも下段の分析の内容を読み上げます。まず実技のところですが、男子は、「握力」「反復横とび」「20mシャトルラン」「ハンドボール投げ」の4種目で全国平均を上回っています。女子は、「握力」「ハンドボール投げ」の2種目で全国平均を上回っています。体力合計点では、男子は昨年に比べ大きく下がり、全国平均を下回っています。女子は例年と大きな変化はなく、全国平均を下回っています。体力合計点総合評価は、男子は全国に比べ、AB層の割合が多いが、DE層の割合も大きいとなっております。女子はE層がないものの、AB層の割合が小さくなっているという内容でございます。生徒の質問紙では、「1週間の総運動平均時間」は、男子は全国平均とほぼ同じですが、女子は全国平均よりも約3時間30分も少ないという結果です。「1日3時間以上テレビを視聴」する者は、男子は全国平均より約1割多く、女子は全国平均より約15%多く、2人に1人が3時間以上テレビを視聴しているという内容です。

「毎日朝食を食べる」は、男子の割合は全国平均より、わずかに多く、女子は全国平均より約1割多いという結果になっております。右の欄に移りますが、毎日朝食を食べる割合は全国平均よりも上回っており、朝ごはんの大切さを理解していると思われま

す。しかし、テレビの視聴時間等が多いことや、1週間の総運動時間平均が短いことから、運動をすることの意識付けが必要であると考えられるという分析としております。この結果につきましては、学校のほうでも調査結果を踏まえて、体力、運動能力向上の目標的設定ですとか授業等の工夫、改善に役立てることとしております。ただ、この調査結果については、あまり毎年の数値の変化に影響されるのもどうなのかと、傾向として捉える中で今継続的な検証が必要ではないかと考えております。以上、報告第6号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

◎久保田教育長

報告第6号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

◎松倉委員

ここで出ている数字は平均で表されていると思うのですが、例えば、少年団活動、や中学校の部活をやって日常的に身体を動かしている生徒、子どもたちとそうでない子どもたちとの違いとか、そこまで踏み込んだ分析というのはされていますでしょうか。

あるいは、二極化というか、それが昔より激しくなっているのかどうかということの考察はいかがなものでしょうか。

◎後木事務局長

今のところの分析は、グループ長からお答えします。

◎西村グループ長

少年団活動をやっている児童は、A、Bの割合が多いかということと一概にそうではない。朝食を毎日食べる割合が高ければ、体力合計が高くなっているかということ、なかなかそうだと言いきれない部分がございます。

◎松倉委員

わかりました。今後とも詳しく分析して考えていただきたいと思います。

◎久保田教育長

そのほか質疑ございませんか。

◎荒山委員

この結果で、毎日朝食を食べるか食べないかというのは、学校教育というより家庭の問題だと思います。だからこの結果を見て、朝食を取るということは大切なので、ほとんど100%に近いように、家庭にお知らせすることや、学校で体力がどうなのかという前に、家庭では朝食をしっかり取っていただけるような、指導などをしてもらいたいと思います。

◎久保田教育長

私もこの調査結果を踏まえて、来週校長会もありますので、早速、教育委員会の意見

として、報告も踏まえて周知徹底するようにしたいと思います。ほかにありますか。

◎富田主幹

今の件ですが、社会教育として、行事予定の中にもあったように小学校、中学校の入学の説明会に社会教育主事が行ってございまして、今の朝食の関係も、皆さんに伝えまして、北海道からの資料に基づくと、やはり朝食を取ると集中力がついたり学力がアップしたりという明確な数字は出ているようですので、その辺については保護者にお伝えしているところです。以上です。

◎久保田教育長

ほかに質疑ございませんか。

◎新田委員

今の朝食を食べるという項目の件なのですが、中学生より小学生のほうが朝食を食べていないというのが多いことが気になります。そのことが直接この体力に関係あることではなく、家庭環境に問題があるとか、その他のことも考えられるのではないかと思うんですが、その辺はどのように思いますか、考えていますか。

◎後木事務局長

この点については、早寝早起き朝ご飯ということで、以前から奨励されていることですので、その部分を進めることでやはり全体の底上げにはなってくるというように思いますので、やはり大事なこととして、朝ご飯食べましょうという取組で周知していくべきと考えています。

◎久保田教育長

よろしいですか。

◎新田委員

はい。

◎久保田教育長

はい。ほかに質疑ございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

報告第6号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第6号令和元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第7号令和元年度新十津川町児童生徒就学援助費(新入学準備費)受給者の認定について事務局よ

り報告願います。説明願います。

◎後木事務局長

それでは、議案書の11ページをお開きください。1の申請世帯数及び児童生徒数ですが、17世帯17人でございます。令和2年度に小学校1年生になる人が対象となります。

2の認定状況でございますが、これについては、(1)としまして認定世帯数については準要保護世帯11世帯11人でございます。(2)の不認定世帯数及び児童生徒数は6世帯6人ということでございます。認定開始日については、令和2年2月4日でございます。詳細については、資料をお渡ししますので、少々お時間ください。

◎松倉委員

入学予定者は54名ですか。

◎後木事務局長

54名です。

◎久保田教育長

少し時間を利用して、先ほど行事報告で1点追加です。私ども先ほど、1月31日に、事務局長と私が札幌へ出張して少し見学できなかったのですが、初めての取組として町議会が主催となって、主権者教育ということで、小学6年生を対象に町議会の議場で議会の仕組みですとか町の仕事について、議長さんをはじめ11名の方が授業で説明をしていただきました。最後、子どもたちが議長席に座って、ベルを鳴らす体験もして、大変有意義な取組だったということで新聞報道にもなっています。そういったことを議会で取り組んでいただいたということで報告させていただきます。

先般、私も議長さんにお礼を言ったのですが、子どもたちにとっても、議員さんにとってもすごく有益であったということで、議長からは、もし来年以降も引き続きやるということであれば議会としても積極的に継続して取り組んでいきますというお話をいただいております。模擬議会とか他の町で行ったことがあるのですが、本町で初めて取り組んで、よい取組でないかと。その経験をして将来、町を背負って立つそういう方になっていただけると、なお町づくりにすごく興味を持っていただければいいなと思っています。最後、担任の先生もめったにない機会なので、議長席に座らせてくださいとっておられました。

◎後木事務局長

資料が遅れて申し訳ございません。詳細について、今、別紙として配らせていただきました認定調書により説明いたします。申請は17世帯17人ということで、この表に保護者の住所、氏名、勤務先、世帯構成員について記載されております。このうち、番号の4番、6番、7番、10番、13番、16番につきましては、需要額に対する所得額の倍率が認定基準の1.3以上となっておりますので、判定を否としております。これ以外の判定否以外につきましては、該当区分、1番下でございますが、①から④の理由による申請で、いずれも倍率が1.3未満であるということで判定を可としております。なお、この認定調書については、後ほど、重要な個人状況が記載されていますので回収をさせていただきます。以上、報告第7号の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき

ますようお願い申し上げます。

◎久保田教育長

報告第7号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

◎久保田教育長

よろしいですか。

(「はい」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、報告第7号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第7号令和元年度新十津川町児童生徒就学援助費(新入学準備費)受給者の認定については報告のとおり了承されました。続きまして、日程第5、協議事項に移ります。協議第1号新十津川町子どもの読書活動推進計画(第3期)の策定について事務局より説明願います。

◎後木事務局長

議案書の13ページをお開き願います。協議資料としまして、新十津川町子どもの読書活動推進計画第3期素案別冊というものを添付させていただいております。まず次のページの14ページ、15ページをお開きいただきたいと思っております。子どもの読書活動推進計画策定の背景の概要でございますが、国の動きとしましては、平成13年に子どもの読書活動の推進に関する法律が施行されまして、その基本理念として、全ての子どもたちがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境整備が推進されなければならないとうたわれております。また、併せて、市町村においてはその市町村における子どもを対象とした市町村子ども読書活動推進計画を策定するよう努めなければならないとされました。このような状況を踏まえまして、平成30年に国及び北海道において、第4次の計画が策定されております。国の第4次の計画の主なポイントでございますが、1つ目としましては発達段階ごとの効果的な取組の推進、2つ目としましては、友人同士で本を薦め合うなど、読書への関心を高める取組の充実、3つ目としましては、情報環境の変化が子どもの読書環境に与える影響に関する実態把握と分析、この3つとしております。また、北海道のポイントといたしましては、心の居場所としての機能の充実と、これがうたわれております。本町におきましては、平成21年の1月に、平成22年度から26年度までの5か年を対象とした新十津川町子どもの読書活動推進計画第1期を策定しまして、また、平成27年度から31年度までの5か年計画第2期を策定しております。今年度においてこの第2期の計画期間が満了となりますので、昨年春より計画策定に向けて事務を進めてきたところでございます。次期の計画策定を行うにあたっては、現在の第2期の活動推進計画ですが、これまでも子どもの読書活動推進に係わる取組内容が幅広く網羅されておまして、毎年の事業の実績においても着実な取組が行われているところでございます。そのことから第

3期の計画においては、第2期の計画を継承しつつ国及び北海道の計画における方針を踏まえたものとして第3期の策定を進めるということとしたところでございます。計画の策定にあたっては、アンケート調査を実施するとともに、図書館司書、学校図書館司書、社会教育委員、その他関係機関等からですね、ご意見をいただきながら策定を取り進めているところでございます。それでは、別冊の新十津川町子どもの読書活動推進計画第3期素案をお開きいただきたいと思います。参考としてその前の2期の活動計画を添えさせていただいておりますのでご覧いただければと思います。まず第3期の素案ですが、副題を付けております。みんなで読書、ひろがる未来となっております。これは発達段階に応じた読書活動により明るい未来があるという意味を込めてこの副題を付けております。これから第3期の素案について説明いたしますが、主に第2期計画との変更点や加除した部分について説明を申し上げます。まず1ページ目、第1章、推進計画策定の目的としまして、1計画策定の背景、また2ページには新たな計画の策定を記載しております。先ほど概要を説明いたしましたが、1ページ目の計画策定の背景、これの下から5行目、また、近年という読み出しがでございます。この部分については、スマートフォンやタブレットなど電子メディアによる読書活動への影響が、今後の方策に係わってくると、検討していく必要があるということでこの5行を、文言を加えております。2ページ目、下段になります。3の第2期計画における主な成果と課題に第2期の計画における取組内容や成果課題をまとめております。(1)家庭・地域につきましては、2行目に第2期において新たに実施した「絵本ふれあい事業セカンド」の2歳児の健康診断の際に再度絵本を贈呈する取組について文言を加えているところでございます。

3ページ目に入ります。3ページにつきましては、保護者のアンケート結果また(2)としまして幼稚園・保育所の成果と課題について記載をしているところでございます。続いて、4ページ目に入ります。(3)の小学校・中学校でございしますが、まず下段の表をご覧いただきたいと思います。全国学力・学習状況調査の読書は好きですかという質問の回答でございます。小学校6年生では平成31年度、当てはまるが42.2%、どちらかといえば当てはまるが40%で合計82.2%と、この児童が読書が好きと回答しております。中学校においても当てはまるが39.1%、どちらかといえば当てはまるが34.8%、合計73.9%という、読書が好きという回答となっております。特に小学校の割合が伸びておりますが、これは学校司書の配置によりまして学校図書室での貸出環境を整えた成果であると考えておりますので、上の本文に入りますが、中ほどに、学校図書室において平成28年から学校司書を採用し小学校及び中学校の図書室の環境整備を行いという文言を加えております。小学校では貸出冊数が増加傾向となっておりまして、読書機会の創出に効果的に作用しているということも本文として加えさせておりますし、この読書活動、読書習慣を中学、高校へと継続することが課題であるということでそのような文言もここに加えさせていただいております。続いて、5ページに入ります。5ページについては、学校図書室の蔵書冊数、利用冊数、貸出冊数等を年度ごとにまとめておりますので、のちほどお目通しをいただきたいと思います。6ページ、(4)の図書館。ここでは、4行目に、平成29年度から読書通帳を導入したと、この部分の読書通帳の部分の文言を加えております。あと下から5行目、電子メディア等の普及により読書環境が変化している中でも、図書館は読書活動の推進の中核となって機能を発揮していくことが望まれるというようなことで、ここでは新しい電子メディアに対応することが必要である、この文面についても加えさせていただいております。下段の表は、スマートフォンが読書に及ぼす影響について乳幼児及び小中学生の保護者にアンケートした結果でございます。やはり本を買わなくなり読書することが少なくなると、またインタ

一ネットの閲覧が多くなり読書する時間が少なくなると、このような回答が多くなされているという内容でございます。続いて、7ページでございますが、7ページにつきましては、図書館の状況について年度ごとにまとめられておりますので、これについてもお目通しをいただきたいと思っております。続いて、8ページ、第2章として推進計画の基本的な考え方でございます。図書館の利用者あるいは貸出冊数に伸び悩みがみられ、電子メディアが普及する状況を踏まえまして、推進計画の目標と基本方針を整理してございます。2の推進計画の基本方針といたしまして、第3期の計画では大きく3つ、子どもの読書活動の促進、子どもの読書環境の充実、子どもの読書活動の普及・啓発、これら3つを基本方針としております。また、3の計画の推進期間でございますが、現在のところ図書館を新たに設置するというような子どもの読書環境に大きな影響を与える行政的な変化はないと考えておりますので、ある程度長期の取組が行えるような期間を設定して、10年間というような計画期間も検討したところでございますが、やはり国や北海道の計画期間は5年間ということでございまして、その際には基本方針、具体的方策が見直されますので、今回の計画にあたっては国や北海道の計画と同様に5年間、令和2年度から6年度までの計画とするものでございます。続いて、9ページをお開きください。第3章として子どもの読書活動推進のための方策でございます。家庭・地域、幼稚園・保育園、小学校・中学校、図書館という4つの推進主体を定めて、それぞれがどういう取組を進めていくかということについて記しております。まず1の家庭・地域でございますが、家庭・地域においては、親子で楽しむ読書活動の習慣化を中心に取り組むこととしております。その中では、本文の下から7行目に、近年では電子メディア（スマートフォンやタブレットなど）による電子書籍等も普及しており、これが読書活動に及ぼす影響を見極めていく必要がありますという文言を加えております。また、下段の具体的な取組としましては、④の家読（うちどく）の推進、⑥の電子メディアが及ぼす読書活動への影響の把握、これを加えたところでございます。10ページ、2の幼稚園・保育園では、幼稚園・保育園の方策ということで、（1）子どもの読書活動の促進では、本との出会いや読書の楽しさにふれる機会の充実、（2）子どもの読書活動の普及・啓発では、保護者への情報提供と啓発活動を中心に取組を進め、これまでの取組を継続することとしております。このことから、幼稚園・保育園については大きな変更点はございません。1枚開いていただきまして11ページでございます。3小学校・中学校の方策ということで、（1）子どもの読書環境の充実として、本文の中ほどに、更に、児童生徒が生き生きとした学校生活を送ることができるよう「心の居場所」としての機能が期待されていると、それと「開かれた学校図書室の整備」、これらの文言を加えております。また、下段の具体的な取組では、②の学校司書の配置について、第2次計画の、では、配置の推進ということばを使っておりましたが、配置の継続に変更しております。⑤の図書館蔵書管理システムとの連携では、図書館蔵書管理システムが更新、既にされておりますので、適切な運用に努めますというような文言に変更しております。12ページに入りまして、（2）子どもの読書活動の促進では、これまでの取組を継続することとしておりますので、大きな変更点はございません。12ページ下段の4図書館の方策について移らせていただきます。（1）子どもの読書活動の促進の本文でございますが、下から2行目に、またから始まる場所がございます。また、国が行う電子メディアに関する調査報告に注目し、本町においての電子書籍を含む電子資料の利用について検証していく必要がありますという文言を加えております。続いて、13ページ、具体的な取組の②でございますが、これを、及び関心を高める読書活動の提供、これを加えております。その関心を高める読書活動として、本文の中で体験事業を計画し、子どもの発達段階

に応じた本との出会いや読書への関心を高める活動を提供します、この文言を加えております。中段（2）子どもの読書環境の充実の本文の中ほどに、第2期で取り組んだ「読書通帳」等により利用の促進を図ります、この文言を加えております。また、更に子どもの居場所としての図書館が求められているという文言も加えております。具体的取組以降につきましては大きな変更点はございません。あと15ページ以降につきましては、図書館の蔵書数等の資料を添付させていただいておりますので、のちほどお目通しをお願いいたします。以上が第3期の子ども読書活動推進計画の素案でございます。今後の予定としましては、2月23日まで住民の意見募集を行っておりますので、本日の教育委員会の協議結果等も踏まえまして、3月2日の社会教育委員の会で計画案の決定を行いたいというふうに考えております。また、3月に開催します第3回の教育委員会定例会においてその内容を決定していただく予定としておりますので、よろしくをお願いいたします。以上で協議第1号新十津川町子どもの読書活動推進計画（第3期）の策定について説明とさせていただきます。よろしくご協議いただきますようお願い申し上げます。

◎久保田教育長

この経過のところ、2の子どもの読書推進計画それに係る関係機関等意見照会というのはこれをいうのですか。2年2月、関係機関等意見照会というのは、関係機関とはどこでしょうか。

◎後木事務局長

15ページです。

◎久保田教育長

15ページですね。関係機関というのはどこをいうかということと、あともう1点は、2月の23日まで意見募集をするというのは、何日から募集するのかということを確認し、報告してください。

◎後木事務局長

はい、確認します。

◎高橋図書館長

関係部署と申しますのは、保健福祉課それから保育園、幼稚園それから小学校です。そちらについては、素案の文書を配布いたしまして、今、園長と教諭等が協議しまして返ってくるようになっております。

◎久保田教育長

文章を、2月早々に出しているのですね。

◎高橋図書館長

はい。出した日にちこのホームページの意見収集については、のちほど報告をいたします。

◎久保田教育長

はい、それではお願いします。

協議第1号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

◎荒山委員

11ページの⑤図書館蔵書管理システムとの連携とあるのですが、どういう本があるか、図書館に行けば分かるのですけれど、最近皆さんはスマートフォンや何かを持っているので、そういう端末で今現在図書館にはどういう書籍があって新書はどういうものがあるのかと、そういうもので、何か観覧できるようになれば、こういう本があれば図書館に行って借りようかとか、そういうシステムがあればいいなと思います。

◎高橋図書館長

はい。

◎久保田教育長

自宅で本があるかどうか検索できれば借りに行くということですね。

◎荒山委員

なかなか図書館に行くまでが。行っている人は、こういうところにこういう本があるって分かるのですけれど、行かない人は図書館に行って何をしようか、そこがなかなか見きれないもので。家でこういう本があるというのが分かれば、さっさと行って、図書館の職員にこういうのをお願いしますと言ったらすっと出てくる、そういうシステムであったらまた一段と借りやすくなるのではないかと。

◎高橋図書館長

新十津川町のホームページで図書館のページを開いていただくと、その検索システムがあるのですが、入ってきた本全部というのは網羅されていないのですが、随時載せるようにしていますので、ご覧いただければと思います。

◎荒山委員

わかりました。

◎高橋図書館長

ですが、全部が全部出ているわけではないので。

◎荒山委員

そうなのですね。

◎久保田教育長

もっとPRする必要がありますね。

◎高橋図書館長

そうですね。

◎久保田教育長

今、そのようになっていないというか、もっと分かりやすく皆さんに告知したら良いのではないのでしょうか。早急にお願いします。

◎高橋図書館長

はい、分かりました。

◎久保田教育長

そのほか質疑ございませんか。

(「はい」という声あり。)

◎久保田教育長

一応素案ということで概要についてはご理解をいただいているということで、また意見等ございましたら、改めて承りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、協議第1号は協議のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、協議第1号新十津川町子どもの読書活動推進計画(第3期)の策定については協議のとおり了承されました。続きまして、日程第6、その他を議題といたします。事務局より何かございますか。

◎後木事務局長

ありません。

◎久保田教育長

それでは、以上をもちまして、令和2年第2回教育委員会定例会を閉会いたします。

(閉会 午後4時40分)

会議の顛末を記載し、その旨相違なきことを証するためにここに署名する。

会議録署名委員 新 田 右 子

会議録署名委員 荒 山 直 人